

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

令和6年2月19日

支出負担行為担当官
九州防衛局長 江原康雄
(公印省略)

1 業務概要

(1) 業務の名称 築城(6)施設最適化総合設計

(2) 業務場所 福岡県築上郡築上町外

(3) 業務内容

以下に示す施設について、下記の業務を行う。

1. 基本設計 建築・電気・機械・通信一式 新設77棟のうち、41棟
2. 実施設計 建築・土木・電気・機械・通信一式 323棟
3. 幹線ユーティリティ (給水・汚水) 実施設計 一式
4. 構内配電線路 一式
5. 構内通信線路 一式
6. 地歴調査
7. 交渉等技術資料作成 一式 (ECI対象のみ)

【築城基地】福岡県築上郡築上町

(新設69棟 ECI対象)

- ・ T001 教育施設新設 (4階建て/延べ面積 約6,800㎡)
- ・ T002 隊舎新設 (3階建て/延べ面積 約1,900㎡)
- ・ T003 格納庫新設 (2階建て/延べ面積 約3,000㎡)
- ・ T004 局舎新設 (平屋建て/延べ面積 約100㎡)
- ・ T005 犬舎新設 (平屋建て/延べ面積 約200㎡)
- ・ T006 事務所新設 (平屋建て/延べ面積 約200㎡)
- ・ T007 食厨新設 (平屋建て/延べ面積 約1,600㎡)
- ・ T008 補給倉庫新設 (2階建て/延べ面積 約6,300㎡)
- ・ T009 哨舎新設 (平屋建て/延べ面積 約10㎡)
- ・ T010 ポンプ室新設 (平屋建て/延べ面積 約10㎡)
- ・ T011 ポンプ室新設 (平屋建て/延べ面積 約20㎡)
- ・ T012 ポンプ室新設 (2階建て/延べ面積 約20㎡)
- ・ T013 警衛所新設 (2階建て/延べ面積 約690㎡)

- ・ T014 哨舎新設 (平屋建て／延べ面積 約 1 0 m²)
- ・ T016 油脂庫新設 (平屋建て／延べ面積 約 3 0 m²)
- ・ T017 隊舎新設 (3階建て／延べ面積 約4, 200m²)
- ・ T018 整備格納庫新設 (平屋建て／延べ面積 約2, 300m²)
- ・ T019 格納庫新設 (5階建て／延べ面積 約6, 100m²)
- ・ T020 格納庫新設 (平屋建て／延べ面積 約1, 700m²)
- ・ T021 指揮所新設 (3階建て／延べ面積 約800m²)
- ・ T023 試験室新設 (平屋建て／延べ面積 約 4 0 m²)
- ・ T026 油脂庫新設 (平屋建て／延べ面積 約 3 0 m²)
- ・ T028 油脂庫新設 (平屋建て／延べ面積 約 3 0 m²)
- ・ T030 整備格納庫新設 (平屋建て／延べ面積 約7, 700m²)
- ・ T032 整備場新設 (平屋建て／延べ面積 約1, 200m²)
- ・ T033 電源室新設 (平屋建て／延べ面積 約 9 0 m²)
- ・ T034 車両整備場新設 (平屋建て／延べ面積 約200m²)
- ・ T035 事務所新設 (平屋建て／延べ面積 約200m²)
- ・ T036 油脂庫新設 (平屋建て／延べ面積 約 3 0 m²)
- ・ T038 ボンベ庫新設 (平屋建て／延べ面積 約 1 0 m²)
- ・ T039 給水管理棟新設 (平屋建て／延べ面積 約 4 0 m²)
- ・ T040 倉庫新設 (平屋建て／延べ面積 約 2 0 m²)
- ・ T041 自転車置場新設 (平屋建て／延べ面積 約 6 0 m²)
- ・ T042 自転車置場新設 (平屋建て／延べ面積 約 2 0 m²)
- ・ T043 サイレンサー新設 (平屋建て／延べ面積 約800m²)
- ・ T045 配電室新設 (平屋建て／延べ面積 約 1 0 m²)
- ・ T047 油脂庫新設 (平屋建て／延べ面積 約 1 0 m²)
- ・ T051 広報館新設 (3階建て／延べ面積 約1, 600m²)
- ・ T052 油脂庫新設 (平屋建て／延べ面積 約100m²)
- ・ T057 油脂庫新設 (平屋建て／延べ面積 約 2 0 m²)
- ・ T058 油脂庫新設 (平屋建て／延べ面積 約 2 0 m²)
- ・ T062 油脂庫新設 (平屋建て／延べ面積 約 1 0 m²)
- ・ T063 油脂庫新設 (平屋建て／延べ面積 約 1 0 m²)
- ・ T064 油脂庫新設 (平屋建て／延べ面積 約 1 0 m²)
- ・ T071 自転車置場新設 (平屋建て／延べ面積 約100m²)
- ・ T074 ポンプ室新設 (平屋建て／延べ面積 約 1 0 m²)
- ・ T077 ポンプ室新設 (平屋建て／延べ面積 約 1 0 m²)
- ・ T078 自転車置場新設 (平屋建て／延べ面積 約100m²)
- ・ T082 自転車置場新設 (平屋建て／延べ面積 約 4 0 m²)
- ・ T090 整備場新設 (平屋建て／延べ面積 約700m²)
- ・ T091 器材庫新設 (2階建て／延べ面積 約300m²)

- ・ T092 自転車置場新設 (平屋建て/延べ面積 約 10 m²)
- ・ T093 自転車置場新設 (平屋建て/延べ面積 約 30 m²)
- ・ T095 自転車置場新設 (平屋建て/延べ面積 約 10 m²)
- ・ T098 自転車置場新設 (平屋建て/延べ面積 約 10 m²)
- ・ T099 自転車置場新設 (平屋建て/延べ面積 約 70 m²)
- ・ T101 自転車置場新設 (平屋建て/延べ面積 約 10 m²)
- ・ T102 自転車置場新設 (平屋建て/延べ面積 約 10 m²)
- ・ T103 自転車置場新設 (平屋建て/延べ面積 約 10 m²)
- ・ T105 自転車置場新設 (平屋建て/延べ面積 約 10 m²)
- ・ S002 手荷物検査場新設 (平屋建て/延べ面積 約 10 m²)
- ・ S003 警衛所新設 (平屋建て/延べ面積 約 40 m²)
- ・ S004 哨舎新設 (平屋建て/延べ面積 約 40 m²)
- ・ S005 自転車置場新設 (平屋建て/延べ面積 約 30 m²)
- ・ S006 自転車置場新設 (平屋建て/延べ面積 約 30 m²)
- ・ S007 油脂庫新設 (平屋建て/延べ面積 約 10 m²)
- ・ S008 自転車置場新設 (平屋建て/延べ面積 約 30 m²)
- ・ 仮設1 仮設隊舎新設 (3階建て/延べ面積 約1,900m²)
- ・ 仮設2 仮設格納庫新設 (2階建て/延べ面積 約3,700m²)

(改修(1)50棟 ECI対象)

- ・ 242 隊舎改修 (鉄筋コンクリート造3階建て/延べ面積 約2,000m²)
- ・ 307 倉庫改修 (鉄筋コンクリート造平屋建て/延べ面積 約40 m²)
- ・ 308 厚生センター改修 (鉄筋コンクリート造2階建て/延べ面積 約1,200m²)
- ・ 310 コンプレッサー室改修 (鉄筋コンクリート造平屋建て/延べ面積 約10 m²)
- ・ 311 整備場改修 (鉄筋コンクリート造平屋建て/延べ面積 約750m²)
- ・ 312 油脂庫改修 (鉄筋コンクリート造平屋建て/延べ面積 約10 m²)
- ・ 314 検査室改修 (鉄筋コンクリート造平屋建て/延べ面積 約300m²)
- ・ 315 隊舎改修 (鉄筋コンクリート造4階建て/延べ面積 約3,300m²)
- ・ 316 消火ポンプ室改修 (鉄筋コンクリート造平屋建て/延べ面積 約8 m²)
- ・ 317 警衛所改修 (鉄筋コンクリート造平屋建て/延べ面積 約50 m²)
- ・ 318 電子整備場改修(鉄筋コンクリート造平屋建て/延べ面積 約1,200m²)
- ・ 319 油脂庫改修 (鉄筋コンクリート造平屋建て/延べ面積 約10 m²)
- ・ 322 庁舎改修 (鉄筋コンクリート造平屋建て/延べ面積 約80 m²)
- ・ 325 整備場改修 (鉄筋コンクリート造平屋建て/延べ面積 約140m²)
- ・ 327 ポンプ室改修 (鉄筋コンクリート造平屋建て/延べ面積 約8 m²)
- ・ 328 格納庫改修 (鉄筋コンクリート造平屋建て/延べ面積 約530m²) ※

- ・ 330 消火ポンプ室改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 1 0 m²）
- ・ 332 格納庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約530m²）※
- ・ 333 隊庁舎改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約300m²）
- ・ 336 隊舎改修（鉄筋コンクリート造3階建て／延べ面積 約2,500m²）
- ・ 337 油脂庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 1 0 m²）
- ・ 338 局舎改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約710m²）
- ・ 340 油脂庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 1 0 m²）
- ・ 341 配電室改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約230m²）
- ・ 342 消防車庫改修（鉄筋コンクリート造2階建て／延べ面積 約1,100m²）
- ・ 343 油脂庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 1 0 m²）
- ・ 345 庁舎改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約270m²）
- ・ 346 倉庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約200m²）
- ・ 347 消火ポンプ室改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 4 0 m²）
- ・ 358 発電機室改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 3 0 m²）
- ・ 361 事務室改修（鉄筋コンクリート造2階建て／延べ面積 約440m²）
- ・ 363 コンプレッサー室改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 6 m²）
- ・ 364 整備場改修（鉄骨造平屋建て・一部鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約1,700m²）
- ・ 365 ボイラー室改修（鉄骨造平屋建て・一部鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約300m²）
- ・ 366 機械室改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 8 0 m²）
- ・ 367 整備場改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約450m²）
- ・ 368 ガス庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 6 0 m²）
- ・ 369 油脂庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 1 0 m²）
- ・ 372 医務室改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約1,600m²）
- ・ 373 器材庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 3 0 m²）
- ・ 374 倉庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 4 m²）
- ・ 375 救急車庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約100m²）
- ・ 376 局舎改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約400m²）
- ・ 377 管制塔改修（鉄筋コンクリート造5階建て・一部鉄骨造／延べ面積 約2,600m²）
- ・ 378 油脂庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 1 0 m²）
- ・ 443 自転車置場改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 4 0 m²）
- ・ 444 自転車置場改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 4 0 m²）
- ・ 446 自転車置場改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 3 0 m²）

- ・ 447 自転車置場改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 3 0 m²）
- ・ 448 自転車置場改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 3 0 m²）

（改修（2）61棟 E C I 対象）

- ・ 315 隊舎改修（鉄筋コンクリート造4階建て／延べ面積 約3,300m²）
- ・ 379 電源室改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約140m²）
- ・ 380 庁舎改修（鉄筋コンクリート造2階建て／延べ面積 約1,300m²）
- ・ 381 局舎改修（鉄筋コンクリート造2階建て／延べ面積 約410m²）
- ・ 382 局舎改修（鉄骨造2階建て／延べ面積 約220m²）
- ・ 383 油脂庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 1 0 m²）
- ・ 384 油脂庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 1 0 m²）
- ・ 385 油脂庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 6 m²）
- ・ 387 電子整備場改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約1,200m²）
- ・ 389 油脂庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 1 0 m²）
- ・ 390 車両整備場改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約1,200m²）
- ・ 391 サイレンサー改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約580m²）
- ・ 392 油脂庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 2 0 m²）
- ・ 393 ガス庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 2 0 m²）
- ・ 394 整備格納庫改修（鉄骨造平屋建て・一部鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約3,800m²）
- ・ 398 局舎改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約200m²）
- ・ 399 訓練施設改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約430m²）
- ・ 400 自転車置場改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 9 m²）
- ・ 401 訓練施設改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約620m²）
- ・ 402 自転車置場改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 1 0 m²）
- ・ 403 自転車置場改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 9 m²）
- ・ 404 自転車置場改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 1 0 m²）
- ・ 405 自転車置場改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 9 m²）
- ・ 406 格納庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て・一部鉄骨造平屋建て／延べ面積 約990m²）
- ・ 407 保管庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約270m²）
- ・ 410 隊庁舎改修（鉄筋コンクリート造2階建て・一部鉄骨造平屋建て／延べ面積 約1,600m²）
- ・ 411 油脂庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 3 0 m²）
- ・ 412 自転車置場改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 9 m²）
- ・ 413 自転車置場改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 9 m²）
- ・ 414 自転車置場改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 9 m²）
- ・ 417 受変電所改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約400m²）

- ・ 418 電気室改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 5 0 m²）
- ・ 419 消火ポンプ室改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 4 0 m²）
- ・ 420 隊舎改修（鉄筋コンクリート造 6 階建て／延べ面積 約 8, 200 m²）
- ・ 421 自転車置場改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 5 0 m²）
- ・ 422 自転車置場改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 5 0 m²）
- ・ 449 自転車置場改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 1 0 m²）
- ・ 450 自転車置場改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 1 0 m²）
- ・ 451 格納庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 1, 400 m²）
- ・ 452 庁舎改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 290 m²）
- ・ 453 機械室改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 110 m²）
- ・ 454 庁舎改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 290 m²）
- ・ 455 自転車置場改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 110 m²）
- ・ 456 自転車置場改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 9 m²）
- ・ 457 局舎改修（鉄骨鉄筋コンクリート造 6 階建て／延べ面積 約 270 m²）
- ・ 458 哨舎改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 1 0 m²）
- ・ 459 管理棟改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 9 0 m²）
- ・ 460 整備格納庫改修（鉄筋コンクリート造 2 階建て・一部鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 8, 500 m²）
- ・ 461 自転車置場改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 3 0 m²）
- ・ 462 浴場改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 310 m²）
- ・ 463 油脂庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 1 0 m²）
- ・ 464 ポンプ室改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 7 0 m²）
- ・ 466 整備場改修（鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 170 m²）
- ・ 467 管理棟改修（鉄筋コンクリート造 2 階建て／延べ面積 約 590 m²）
- ・ 468 倉庫改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 1, 400 m²）
- ・ 469 隊舎改修（鉄筋コンクリート造 4 階建て／延べ面積 約 4, 100 m²）
- ・ 470 監視室改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 4 0 m²）
- ・ 471 監視室改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 7 0 m²）
- ・ 472 倉庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 4 0 m²）
- ・ 474 機械室改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 1 0 m²）
- ・ 475 庁舎改修（鉄筋コンクリート造 3 階建て／延べ面積 約 6, 300 m²）

（解体 1 1 1 棟 E C I 対象）

- ・ 既設建物解体 一式

【築城基地 築城高射教育訓練場】福岡県京都郡みやこ町
（新設 8 棟）

- ・ T001 隊庁舎新設 (2階建て/延べ面積 約1,700㎡)
- ・ T002 庁舎新設 (平屋建て/延べ面積 約900㎡)
- ・ T003 自転車置場新設 (平屋建て/延べ面積 約20㎡)
- ・ T004 倉庫新設 (平屋建て/延べ面積 約210㎡)
- ・ T005 倉庫新設 (平屋建て/延べ面積 約100㎡)
- ・ T006 ブロアー室新設 (平屋建て/延べ面積 約10㎡)
- ・ T007 自転車置場新設 (平屋建て/延べ面積 約20㎡)
- ・ M001 火薬庫新設 (平屋建て/延べ面積 約200㎡)

(改修(1) 9棟)

- ・ NO67 油脂庫改修(鉄筋コンクリート造平屋建て/延べ面積 約10㎡)
- ・ NO68 消火ポンプ室改修(鉄筋コンクリート造平屋建て/延べ面積 約10㎡)
- ・ NO69 受電所改修(鉄筋コンクリート造平屋建て/延べ面積 約120㎡)
- ・ NO70 電源室改修(鉄筋コンクリート造平屋建て/延べ面積 約50㎡)
- ・ NO71 電源室改修(鉄筋コンクリート造平屋建て/延べ面積 約20㎡)
- ・ NO72 油脂庫改修(鉄筋コンクリート造平屋建て/延べ面積 約10㎡)
- ・ NO73 警衛所改修(鉄筋コンクリート造平屋建て/延べ面積 約10㎡)
- ・ NO74 局舎改修(鉄筋コンクリート造平屋建て/延べ面積 約200㎡)
- ・ NO75 警衛所改修(鉄筋コンクリート造平屋建て/延べ面積 約80㎡)

(改修(2) 4棟)

- ・ NO76 整備格納庫改修(鉄骨造平屋建て・一部鉄筋コンクリート造平屋建て/延べ面積 約650㎡)
- ・ NO77 油脂庫改修(鉄筋コンクリート造平屋建て/延べ面積 約10㎡)
- ・ T4 局舎改修(鉄筋コンクリート造平屋建て/延べ面積 約130㎡)
- ・ T5 油脂庫改修(鉄筋コンクリート造平屋建て/延べ面積 約8㎡)

(解体11棟)

- ・ 既設建物解体 一式

※印は、特段の情報保全の措置を必要とする施設であり、同措置を講じること
を条件とする業務の追加について、契約締結後に受注者と協議を行うも
のである。

(4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和11年3月30日まで

(5) 本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。

(6) その他

ア 本業務は、資料及び見積書等の提出を電子入札システムにより行う業務であ

る。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者に申請のうえ紙見積
合わせ方式（電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。）
に代えるものとする。申請の方法は、説明書による。

イ 本業務は、契約の一連の手続を電子契約システムで行う業務である。ただし、
電子契約システムにより難しい場合は、発注者に届出のうえ紙契約方式に代える
ことができるものとする。

ウ 本案件は、競争参加資格確認申請を行った者のうち、競争参加資格があると
認められた者に対して技術提案書の提出要請を行い、技術提案書の内容とヒア
リングの評価の結果、最上位1者を技術的に最適なものとして特定する。なお、
特定者が辞退した場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降見積合わせ
に応じる者が特定されるまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。

2 技術提案書の提出者に要求される資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70
条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）
又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される共同体であって、
「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年2月19日付九州防衛局長）に示す
ところにより、築城(6)施設最適化総合設計に係る共同体として資格審査結果の
通知を受けた者であること。

【単体】

防衛省における令和5・6年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛
省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築」
について「A」の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望していること（会社
更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている
者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがな
されている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けているこ
と。）。

【共同体】

防衛省競争参加資格のうち、代表者は、測量・建設コンサルタント等業務の
「建築」について「A」の格付を受け、代表者以外の構成員は、測量・建設コン
サルタント等業務の「建築」、「土木」、「電気」、「機械」及び「通信」のいずれ
かに係る「B」以上の格付を受け、代表者及び代表者以外の構成員共に、九州防
衛局に競争参加を希望していること。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に
基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた
者を除く。）でないこと。

(4) 単体及び共同体の代表者は、平成25年度以降公示日までに、元請け、又は防衛

省発注の総合発注業務（総合発注業務とは、設計や監理業務における建築、土木、機械、電気及び通信の5職種や測量、土質調査及び環境等の調査業務のうち複数の職種の業務を一括で発注した業務をいう。（以下、同じ。））の再委託として引渡しを完了した業務であって、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務、又は防衛省発注の総合発注業務の再委託として受注した業務のうち、次に示す同種又は類似業務を履行した実績を有する。

【同種業務】

構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の平屋建て以上で延べ面積1,000㎡以上／（1棟当たり）の新設建築設計。

【類似業務】

構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の新設建築設計。

共同体の代表者以外の構成員は、平成25年度以降公示日までに、元請け、又は防衛省発注の総合発注業務の再委託として引渡しを完了した業務であって、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務、又は防衛省発注の総合発注業務の再委託として受注した業務のうち、次に示す同種又は類似業務を履行した実績を有する。

また、共同体の代表者以外の構成員のうち、隊舎、事務所、倉庫、体育館、厚生施設などの一般施設の設計を担当する場合に限り、その構成員は国内における業務の実績であればよい。

※共同体の代表者以外の構成員の履行した実績については、共同体参加資格条件と同業種の自社で履行した実績に該当する業務があれば、【同種業務】、【類似業務】のいずれかとする。（「建築」、「土木」、「電気」、「機械」及び「通信」のいずれかに係る業種のうち、格付を全く有していない業種及び「C」の格付を有する業種の自社で履行した実績は不可とする。また、複数の「B」以上の業種の格付を有している場合は、いずれかに係る業種のうち一つを選択し、その同業種の自社で履行した実績とする。）

【同種業務】

- ・ 建築においては、構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の平屋建て以上で延べ面積1,000㎡以上／（1棟当たり）の新設建築設計。
- ・ 土木においては、土木実施設計業務（造成設計、法面設計、舗装設計、汚水排水設計、雨水排水設計、上水道設計のいずれか1つ以上）。
- ・ 電気、機械及び通信においては、延べ面積1,000㎡以上／（1棟当たり）の新設電気、機械及び通信に係る各設計業務のいずれか又は亘長150m以上の地中式構内配電線路、地中式構内通信線路の電気及び通信に係る各設計業務のいずれか。

【類似業務】

・建築においては、構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の新設建築設計。

・土木においては、土木実施設計業務（造成設計、法面設計、舗装設計、汚水排水設計、雨水排水設計、上水道設計のいずれか1つ以上）。

・電気、機械及び通信においては、新設電気、機械及び通信に係る各設計業務のいずれか又は構内配電線路、構内通信線路の電気及び通信に係る各設計業務のいずれか。

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

(5) 単体及び共同体の代表者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を有する。

(6) 単体及び共同体の代表者は、次の基準をすべて満たす管理技術者を配置できる。
ア 次の資格を有すること。

・建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士。

イ 平成25年度以降公示日まで、引渡しを完了した業務、又は総合発注業務の再委託として受注した業務のうち、次に示す同種又は類似業務を履行した経験（原則、履行期間の全てに従事）を有する。

【同種業務】

構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の平屋建て以上で延べ面積1,000㎡以上／（1棟当たり）の新設建築設計。

【類似業務】

構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の新設建築設計。

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

ウ 配置予定管理技術者の令和6年2月19日現在の手持ち業務量が5億円未満かつ10件未満であること。

ただし、令和6年2月19日現在の手持ち業務に九州防衛局が発注した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2億5千万円未満かつ5件未満である者とする。

なお、防衛省発注機関が発注した業務については、手持ち業務量の件数のみ対象とし、金額は対象外とする。また、令和6年3月31日までに完了する見込みの手持ち業務については、手持ち業務量の対象外とする。

手持ち業務とは、プロポーザル方式等における特定後未契約の業務を含め、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

また、手持ち業務量の算定に用いる金額は、手持ち業務の契約金額（共同体による受注の場合は、共同体構成員として分担する業務の業務額とする。）のうち、当該業務の発注年度から履行期限を含む年度までに係る金額とする。

エ 公示日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。

直接的な雇用関係とは3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

(7) 参加表明書及び資格確認資料（以下「参加表明書等」という。）の提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、九州防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(8) 本業務に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視する関係がない。詳細は説明書による。

(9) 九州防衛局が発注した業務のうち、令和3年度及び令和4年度に完了又は引渡し完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上である。

(10) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でない。

(11) 業務実施体制の妥当性が確認できる者である。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

ア 再委託の内容が、主たる部分の場合。

イ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

ウ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。（一例として、一つの建物の建築設計業務において、意匠業務、構造業務、積算業務の3つに業務を分担したとして、その3つの業務のうちの1つの業務を、更に複数の構成員で分担して実施する場合。）

(12) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる。

3 技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定

(1) 技術提案書の提出者の選定

上記2に掲げる資格を有する参加表明書等の提出者全てを、技術提案書の提出者として選定する。技術提案書の提出者の選抜は行わない。

(2) 技術提案書の特定

(1)により選定された者の技術提案書について、次のアからウの評価基準により評価を行い、これらの得点合計の上位1者を技術的に最適なものとして特定する。

なお、配置予定技術者に対しヒアリングを行う。

ア その他

イ 業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

ウ 特定テーマに対する技術提案

4 手続等

(1) 担当部局

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎
九州防衛局総務部契約課

TEL 092-483-8829 FAX 092-472-2345

(2) 説明書の交付期間等

ア 交付期間 令和6年2月19日から同年4月3日まで（行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、9時から18時まで。ただし、最終日は17時まで。

イ 交付場所 防衛施設建設工事電子入札システムセンター
<https://www.dfeg.mod.go.jp>

ウ 交付方法 すべて、電子データで交付を行う。

文書類 : PDF、Word

図面類 : PDF

数量表等 : Excel

申請書類 : Word、Excel

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件 ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他 通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。

この場合、「図面データの取扱いに関する同意事項」（会社名等を記載済みのもの）を(1)に持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）、若しくは電子メールにより提出（電子メールにより提出する場合は、(1)の担当部局へ電話連絡するものとする。以下同じ。）するとともに、データを保存するために必要なCD-R（未使用に限る。）1枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を持参又は郵送等により提出する。

この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、九州防衛局のホームページより入手可能である。

(https://www.mod.go.jp/rdb/kyushu/kensetsu/kyoutuu/syoshiki/00_syoshikiindex.htm)

(3) 参加表明書等の提出期限等

ア 提出期限 令和6年3月4日 12時

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、参加表明書等の容量が10MBを超える場合の提出方法等については、説明書による。紙見積合わせ方

式による場合は、(1)に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

(4) 技術提案書の提出期限等

ア 提出期限 令和6年4月4日 12時

イ 提出方法 電子入札システムにより提出する。ただし、技術提案書の容量が10MBを超える場合の提出方法等については、説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、(1)に持参、郵送等電子メールにより提出する。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行福岡支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 九州防衛局）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 九州防衛局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 特定後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。

(6) 参加資格の級別の格付を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる防衛省競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記4(3)により参加表明書等を提出することができるが、その者が当該業務について技術的に最適なものとして特定されるためには、特定通知日までに級別の格付を受けていなければならない。

(7) 詳細は説明書による。